

議案第17号

権利の放棄（補助金返還額の減額）について

次のとおり権利を放棄することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成20年11月25日

鳥取県知事 平井伸治

1 権利放棄の内容

民事再生法（平成11年法律第225号）第163条第1項に基づく、再生債権元本の1パーセント配当を内容とする山陰食鶏農業協同組合再生計画案に同意するに当たり、県が同組合に対して交付した補助金のうち返還を求める額と再生債権者である県への弁済額との差額について、権利を放棄するものである。

2 権利放棄する金額

県が山陰食鶏農業協同組合へ交付した補助金の返還額と再生債権弁済額との差額

3 相手方

米子市淀江町中間17番地

再生債務者山陰食鶏農業協同組合

4 理由

再生計画案が債権者集会において可決されれば、山陰食鶏農業協同組合が培ってきた養鶏事業の生産基盤の維持と地域雇用の確保に資すると見込まれることから、同計画案

に同意し、権利を放棄しようとするものである。